

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月



福岡教育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	5
領域 2	内部質保証に関する基準	9
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	23
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	31
領域 5	学生の受入に関する基準	39
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	45
	基準の判断 総括表	45
	教育学部	47
	教育学研究科（修士課程）	53
	教育学研究科（専門職学位課程）	63

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 福岡教育大学
- (2) 所在地 福岡県宗像市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部
大学院課程	教育学研究科（教育科学専攻、教職実践専攻（教職大学院））

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部2,599人、大学院131人
教員数	専任教員数：160人、助手数：0人

2 大学等の目的

大学	福岡教育大学は、学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。（福岡教育大学学則第2条）
教育学部	義務教育諸学校に関する教員養成機能における九州の広域拠点的作用を担うというミッションを実現するため、社会が求める教員の在るべき姿として、本学卒業生が備えるべき資質・能力を明確化し、学部教育の教育内容を、段階的・階層的に整序して、教育の質を向上させる。これにより、今日的な教育課題に対応できる実践型教員養成機能への質的転換を図る。（福岡教育大学学則第2条、ウェブサイト）
教育学研究科	福岡教育大学大学院は、学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、児童・生徒への実践的指導，学校適応の促進，特別支援教育の推進または学校運営を行う高度専門職業人としての力を養い，初等・中等学校等の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。（福岡教育大学大学院規則第1条）

3 特徴

教育学部	●初等教育教員養成課程 初等教育教員養成課程では、小学校教員として必要な基礎的・基盤的な資質・能力を確実に身につけたスペシャリストを養成している。また、幼児教育選修では、幼児教育に関連する授業や実習を通して、必要な知識、思考力、技術及び人間性を身につけた保育者を養成している。 ●中等教育教員養成課程 中等教育教員養成課程では、担当教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動での指導、学級経営、生徒指導等の中学校教員として必要な基礎的・基盤的な資質能力を身につけた人材を養成している。 ●特別支援教育教員養成課程 特別支援教育教員養成課程では、初等教育部及び中等教育部を設置し、小学校または中学校教諭としての指導力とともに、特別支援に関する6つの専攻（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害）に分かれ、それぞれの専門分野について、必要な知識を習得している。これにより、障害のある子供たちひとりひとりのニーズに応じた教育ができる指導力を有した教員を養成している。 【教員就職率90%を実現する取組】 義務教育諸学校に関する教員養成機能における九州の広域拠点的役割を担うというミッションを実現するため、平成27年度に再構築した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の下、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を改定し、今日的な教育課題に対応できる実践型教員養成機能への質的転換を図り、学部教育の教育内容を、段階的・階層的に整序して教育の質を向上を図っている。 【教育実施体制の強化】 実践型教員養成機能への質的転換をさらに推進するために、教職教育院による学生指導体制を整備している。 【教員養成機能に特化した学生支援】 教員養成機能に特化したキャリア支援及びボランティア活動の支援策を講じる。とりわけ、ボランティア活動にあっては、今後その全校化が指向されるコミュニティ・スクールを担うことのできる資質・能力を育成している。
------	---

教育学研究科	●教育科学専攻 学校教育の諸課題を見据えて、学校現場での実践を総合的に構築し、教育課題を解決できる研究力の育成を目指し、学校教育創造コース（3領域）と教科教育創造コース（10領域）を設置している。 また、九州の広域拠点的な役割を担うため、教科等に関する深い知識の修得に加えて、初等・中等・特別支援教育の各学校段階及びそれらの学校が置かれた地域の課題解決に資する学校現場をフィールドとする活動を導入し、平成28年度カリキュラムより実施している。 これらの取り組みにより、学校現場での実践を理論的に構築するとともに、教育課題を演繹的に展開して問題解決することができる研究力を備えた教員を養成する。 なお、令和3年度から学生募集を停止している。 ●教職実践専攻（教職大学院） 「学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する」（福岡教育大学大学院規則第4条の3）ことを目的に、平成21年に設置されたが、その後10年を経て様々な課題が明らかとなった。そこで、教職大学院で学ぶ者のニーズへの対応、教職大学院の強みや特色のさらなる発揮を目指し、令和3年4月から、高度専門職業人としての教員養成機能を修士課程から移行する拡充を行った。 1）教育実践力開発コース 学部新卒者等を対象とし、高度な実践的指導力を強化し、新しい学校づくりのホープとなる即戦力としての教員を養成する。また、小学校教員免許状が取得できる3年間の初等教育高度実践力特別プログラムを設ける。 2）スクールリーダーシップ開発コース 現職教員等を対象とし、地域や学校において指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを育成する。 各コースにおいて、2年間のカリキュラムの中で、現職教員と学部新卒等院生がともに学ぶ共通科目、教師としての専門性を深めるコース別科目、学校における実習科目、2年間をとおした「課題演習」を設け、授業と課題演習で学んだ理論を実習で実践し、そこで得た発見を課題演習や授業での学びにフィードバックさせる理論と実践の往還により、教師としての力量を向上させる。
--------	---

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準 ：「該当なし」

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 1－1－1〕 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・ 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第 2 号（その 1 の 1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（別記様式第2号その1の1）		
	・ 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目 1－1－1〕 平成29年 8 月の「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」を受け、教職大学院のさらなる発展を目指し改革を行った。 大学院の新たな教育研究組織等検討委員会及びその下に教職大学院教育課程検討WGを設け、高度専門職業人としての教員養成機能を修士課程から教職大学院に移行し、教職大学院で、各学校種の教員に見合った教科領域の教育力、生徒指導、学級経営、協働力等を総合的に高度実践できる力を育成する教育課程、指導体制を検討した。修士課程から移行する教科については、従来から教職大学院への進学者の多い、国語科、社会科、数学科、理科、英語科、保健体育科の 6 教科とした。 また、福岡教育大学教職大学院連携協力会議（教育課程協議会）での協議や、教育委員会、学校現場との個別の意見交換、「高度専門職業人としての教員の育成に向けた福岡県内大学連絡会」（県内の 8 公私立大学が参加）や、九州各県・政令指定都市の教育委員会を訪問して教員採用動向を調査し、さらに、文部科学省と意見交換を行いながら教職大学院拡充を決定した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
〔活動取組 1－1－A〕 教育学部について、平成28年度から、国の大学改革の方針と本学の「教員養成における九州の広域拠点大学」というミッションを踏まえ、大学の機能を義務教育を中心とした教員養成に集中することにし、生涯教育 3 課程の募集を停止するとともに学校教員養成課程の定員を拡充した。 本学が設置する教員養成の質向上に関する諮問会議の「本学の教員養成の質向上に向けた方策について（答申）」（平成26年度）に基づき、初等教育教員養成課程では、選修制を廃止して課程全体として一括募集し、課程としての教育に質的転換を行った。特別支援教育教員養成課程においては、初等及び中等教育教員の両方を毎年安定して養成するため、「初等教育部」40名及び「中等教育部」20名を募集することにした。これにより、入学者選抜段階から目指す学校種の教員を明確にして、当該学校種の教員に求められる資質・能力の修得に向けての教員養成教育を確実に行う形態に転換した。	1-1-A-01 本学の教員養成の質向上に向けた方策について（答申）H26.12.22教員養成の質向上に関する諮問会議	P. 1-2	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－2－1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	1-2-1-01 認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式 1）		
[分析項目 1－2－2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1－2－1] 学部について、実際には教員は課程を超えて教育を実施しているが、1-2-1-01_認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式 1）及び1-2-2_教員の年齢別・性別内訳の数値は、大学設置基準第13条のほか教職課程認定基準に従い配置した教員数を計上し、また、専任教員一人あたりの在籍学生数を算出している。なお、専任教員一人あたりの在籍学生数について、教育学部全体では19.7（在籍学生数2599、専任教員数132）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 1－2－A] 第3期中期目標で「男女共同参画に関する取組方針を改めて策定するとともに、役員、管理職員及び教員における女性比率の増加に向けた取組を行う」ことを掲げ、同中期計画22番で「性別、年齢や経験にとらわれない資質・能力を主体にした人事配置を行うことにより、役員及び管理職員における女性の割合を15%以上とする。優秀な女性教員の採用を積極的に進めることにより、大学教員における女性の割合は20%以上を維持する」としている。この実現のため、平成28年度に男女共同参画推進部会において、取組方針及びそれを実現するための具体的な取組の案を検討し、男女共同参画推進に係る取組内容を付加して、今後の方向性を明確にした。 なお、令和3年4月時点において、役員及び管理職員における女性の割合は10.5%であり、大学教員における女性の割合は25.3%となっている。	1-2-A-01 福岡教育大学男女共同参画基本方針・重点取組		
	1-2-A-02 チラシ（ノー残業デー）		
	1-2-A-03 チラシ（子の看護休暇）		
	1-2-A-04 令和2年度女性事務職員キャリア研修派遣（実施要領）		
	1-2-A-05 令和2年度役員管理職向け女性活躍推進研修実施要項（案内）		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－3－1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 福岡教育大学学則	第11条	
	1-3-1-02 国立大学法人福岡教育大学運営規則	第17条	
	1-3-1-03 福岡教育大学大学院規則		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-04 福岡教育大学教員組織等規程		
	1-3-1-05 福岡教育大学教職教育院規程	第1-6条、第12条	
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
[分析項目 1－3－2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	1-3-1-06 福教大HP役職員一覧		
	1-3-1-07 令和3年度ユニット代表者等一覧（令和3年4月1日時点）		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 福岡教育大学教授会規程		
	1-3-2-02 福岡教育大学教授会における合同審議に関する細則		
	1-3-2-03 福岡教育大学入学試験合格候補者選考委員会規程		
	1-3-2-04 教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について（重要通知）		
	1-3-2-05 教授会組織図		
	1-3-2-06 令和3年度教授会開催予定日		

[分析項目 1－3－3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		
	1-3-3-02 令和3年度法定会議日程(令和3年2月12日更新)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1－3－1] 教員は研究上の教員組織として系に所属する（福岡教育大学教員組織等規程第2条）。また、教育研究上の教員組織として、大学院教育学研究科教育科学専攻では領域に、大学院教育学研究科教職実践専攻ではユニットにそれぞれ所属する（同第3条、第4条）。さらに、教職教育院ユニットと教職大学院実践ユニットは、それぞれ他のユニットへの所属を兼ねることがある（同第3条第5項）			
[分析項目 1－3－2] 教授会に係る開催頻度は規程上明記されていないが、別途、年間の開催予定を作成している。原則として毎月1回開催しており、継続的・安定的に審議している（令和2年度実績：学部8回、研究科10回、学部と研究科の合同10回）			
[分析項目 1－3－3] 教育研究評議会に係る開催頻度は規程上明記されていないが、別途、年間の開催予定を作成している。原則として毎月1回（第3金曜日）開催しており、全学的見地から教育活動に係る重要事項について継続的・安定的に審議している（令和2年度実績：13回）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 1－3－A] 教育学部における教育を充実させ、初等教育・中等教育・特別支援教育を担うために必要な資質・能力を有する教員の養成に取り組むことを目的に、クラス担任制を導入し、本学独自の教職指導の体制として学生の就学、生活及び進路の指導を行う「教職教育院」を設けている。	1-3-1-01 福岡教育大学学則	第11条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人福岡教育大学運営規則	第17条	再掲
	1-3-1-04 福岡教育大学教員組織等規程	第5条	再掲
	1-3-1-05 福岡教育大学教職教育院規程	第1-6条、第12条	再掲
	1-3-A-01 令和3年度大学概要（抄）（令和3年7月発行予定）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 教授会規程第6条で、教授会構成員の一部で構成される専門委員会の審議結果をもって教授会の意見とできることを定めている。これにより、例えば、従来は合格候補者選考準備会議を経て教員全員を構成員とする教授会を定例日とは別に年に複数回（祝日を含む）に開催していたが、平成31年度からは入学試験合格候補者選考委員会の審議により選考できるようになり、入学試験合格者の決定プロセス及び大学運営の効率化・迅速化を実現している。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程		
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引		
	2-1-1-04 国立大学法人福岡教育大学役員会規程	第3条	
	2-1-1-05 国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程	第3条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	1-3-3-01 国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程	第3条	再掲
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則	別表第1	再掲
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引		再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則	別表第3～第5	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人福岡教育大学部局長会議規程	第2条	
	2-1-3-02 国立大学法人福岡教育大学事務組織規程	第11条	
	2-1-3-03 福岡教育大学学術情報センター運営規程	第9条	
	2-1-3-04 福岡教育大学学生委員会規程	第2条	
	2-1-3-05 福岡教育大学健康科学センター運営規程	第11条	

	2-1-3-06 福岡教育大学就職支援委員会規程	第2条	
	2-1-3-07 国立大学法人福岡教育大学人権教育推進委員会規程	第2条	
	2-1-3-08 福岡教育大学国際交流・留学生支援推進本部規程	第3条	
	2-1-3-09 福岡教育大学学長室規程	別表1	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引	P. 4-P. 11	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引	P. 8-P. 11	再掲

[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引	P. 4-P. 11	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-4-01 教員就職者アンケート依頼文		
	2-2-4-02 就職先アンケート依頼文		
	2-2-4-03 教職大学院修了生アンケート依頼文		
	2-2-4-04 教職大学院修了生所属の管理職アンケート依頼文		
	2-2-4-05 授業評価について（教職実践専攻FD委員会）		
	2-2-4-06 福岡教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程		
	2-2-4-07 福岡教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する細則	第2条	
	2-2-4-08 令和2年度前期授業評価アンケート		
	2-2-4-09 令和2年度後期授業評価アンケート		
	2-2-4-10 授業評価アンケート実施要領（令和3年3月8日FD委員会決定）		
	2-2-4-11 学生アンケートの実施及びデータ等の取扱いについて（重要通知）（令和3年4月1日改正）		
	2-2-4-12 福岡教育大学教職大学院院生・修了生等アンケート調査の実施要項		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程	第8-10条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引	P. 5-P. 7	再掲

[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程	第8、10-11条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引	P. 5-P. 7	再掲
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程	第8-11条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引	P. 5-P. 7	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組2-2-A] 高校の進路指導担当教員を対象として、本学への入学者が特に多い九州各県及び山口県で入試に関する説明会を開催している。主に各年度の入試の最新情報及び次年度の入試に関する情報を中心として本学の概要を説明し、本学志望者（特に学校推薦型選抜Ⅰ・Ⅱ）への進路指導に活用につながる情報を提供する機会として設けるものであるが、その際に参加者である高校教員へのアンケート結果や意見を、次回の日程や会場など入試広報の改善に役立てている。これらの取組はより多くの教員志望受験者を確保する一助となり、学生の質保証につながっている。	2-2-A-01 入学説明会（高校教員等対象）等の実施について		
	2-2-A-02 令和2度福岡教育大学入試説明会（高校教員等対象）		
[活動取組2-2-B] 本学における教員養成の質向上を図るべく、福岡県、福岡市・北九州市及び近隣市町村教育委員会、学校関係者等から成る「福岡教育大学教員養成の質向上に関する諮問会議」を平成26年から設置している。以降、教員養成に関する様々な社会の要請を踏まえたカリキュラムの検証、養成する人材像、現職教員の再教育の在り方などについて諮問し、答申の結果に基づき改善している。	2-2-B-01 国立大学法人福岡教育大学教員養成の質向上に関する諮問会議（概要）（委員説明資料）		
	2-2-B-02 福岡教育大学教員養成の質向上に関する諮問会議規程		
	2-2-B-03 令和3年度諮問会議委員一覧		

〔活動取組2－2－C〕 例年、学生の保護者との意見交換・情報共有を目的に、本学と本学後援会との共催による保護者説明会を福岡県外（令和元年度は宮崎市、佐賀市、山口市及び鹿児島市）で開催している。大学から教職教育院の取組や学生の就職状況や就職支援体制等についての説明を行うほか、保護者と大学及び後援会が情報を共有し、意見を交わす大変有意義な場となっている。なお、保護者からの強い要望を受け、令和元年9月には女子寮西棟の87室にエアコンを設置した。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、実施しなかった。	2-2-C-01 福教大HP令和元年度保護者説明会のご案内		
	2-2-C-02 保護者説明会（宮崎）案内状		
	2-2-C-03 福教大HP令和元年度保護者説明会を開催しました		
	2-2-C-04 保護者説明会報告書（集約）（非公表）		
	2-2-C-05 保護者説明会令和元年度出席者数		
	2-2-C-06 令和元年度保護者説明会アンケート集計（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目2－3－1〕 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2－3－1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
〔分析項目2－3－2〕 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 R3.2学生生活全般アンケートまとめ（R2.1年）（非公表）		
	2-3-2-02 R3.2学生生活全般アンケートまとめ（R2.2年）（非公表）		
	2-3-2-03 R3.2学生生活全般アンケートまとめ（R2.3年）（非公表）		
	2-3-2-04 R3.2学生生活全般アンケートまとめ（R2.4年）（非公表）		
	2-3-2-05 R3.2卒業時アンケートまとめ（非公表）		
	2-3-2-06 R3.4入学時アンケートまとめ（教育学部）（非公表）		
	2-3-2-07 R3.4入学時アンケートまとめ（教職大学院・教育実践力）（非公表）		
	2-3-2-08 R3.4入学時アンケートまとめ（教職大学院・スクールリーダーシップ開発コース）（非公表）		
	2-3-2-09 R3.4入学時アンケートまとめ（専攻科）（非公表）		
	2-3-2-10 R2.7学校長アンケートまとめ（非公表）		
	2-3-2-11 R2.7教員就職者アンケートまとめ（非公表）		

〔分析項目2-3-3〕 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 2018各部局からの意見（改善事項）（非公表）		
	2-3-3-02 2019各部局からの意見（改善事項）（非公表）		
	2-3-3-03 2021各部局からの意見（改善事項）（非公表）		
	2-3-3-04 令和元年度教職大学院自己点検評価報告書（非公表）		
	2-3-3-05 令和2年度教職大学院自己点検評価報告書（非公表）		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
〔分析項目2-3-4〕 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 福岡教育大学大学院教育学研究科教職実践専攻認証評価結果（平成30年3月）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
〔活動取組2-3-A〕 自己点検・評価を所管する評価室において、平成28年度に第3期中の工程表を作成し、毎年度、それぞれ評価作業主体・基準を決めて自己点検・評価を行っている。結果は本学ウェブサイトで公表し、また、見いだされた改善事項については改善方策を策定し、外部有識者の意見を踏まえて実施している。 具体的には、平成30年度に「ミッションの実現に向けた研究の推進」及び「附属学校の在り方とその成果」、平成31年度に「国際交流の推進」及び「社会連携の推進」を評価項目に自己点検・評価を行い、本学の取組における長所及び改善を要する事項を明らかにした。 令和2年度は大学機関別認証評価の基準で大学全般を自己点検・評価し、内部質保証体制の不備、学生アンケート実施要項の不備を確認した。認証評価機関である（独）大学改革支援・学位授与機構との事前相談を踏まえつつ、見直しを行った。	2-3-A-01 平成30年度自己点検・評価書		
	2-3-A-02 平成30年度外部有識者への依頼文		
	2-3-A-03 平成30年度自己点検・評価 外部有識者意見（非公表）		
	2-3-A-04 平成30年度自己点検・評価書に基づく改善方策（非公表）		
	2-3-A-05 平成30年度自己点検・評価書に基づく改善方策取組結果（非公表）		
	2-3-A-06 平成31年度自己点検・評価書		
	2-3-A-07 平成31年度外部評価者への依頼文		
	2-3-A-08 平成31年度自己点検・評価 外部有識者意見（非公表）		
	2-3-A-09 平成31年度自己点検・評価書に基づく改善方策（非公表）		
	2-3-A-10 令和2年度自己評価書		
	2-3-A-11 令和2年度自己点検・評価の結果見いだされた課題への改善方策（非公表）		

〔活動取組 2-3-B〕 平成30年度に、経営協議会外部委員の意見や「教員養成の質向上に関する諮問会議」委員等へのアンケート結果等に関して、学生に対する支援、社会連携・社会貢献の在り方、広報活動の在り方、大学の財政状況に関する取組・対応状況を「地域のニーズを踏まえた運営改善の取組について」として本学ウェブサイトに掲載し、地域社会のニーズに対応した大学運営の改善内容を広く社会に公表した。平成31年度には、各ニーズを11の категорияに分類し、それぞれのcategoryにおける運営への反映状況を検証し、報告書にまとめた。	2-3-B-01 福教大HP地域のニーズを踏まえた運営改善の取組についてお知らせします		
	2-3-B-02 福教大HP地域のニーズを踏まえた運営改善の状況について		
	2-3-B-03 地域社会のニーズを反映した運営改善の検証(令和2年3月)		
〔分析項目 2-3-C〕 本学では、それまで各部局、課・室が個別に学生に行っていたアンケートを、学生の負担軽減を図りながら法人評価、認証評価等の法の定める評価に必要な情報を遺漏なく収集するために、平成29年度から評価室で集約し、学生アンケートとして実施している。アンケートの設問については各部局、課・室の要望により見直しを行い、必要な情報を効率的に集める体制をとっている。	2-2-4-11 学生アンケートの実施及びデータ等の取扱いについて（重要通知）（令和3年4月1日改正）	2 実施体制	再掲
	2-3-C-01 2018学生アンケートの改善について（部局長会議資料）		
	2-3-C-02 2019学生アンケート設問の変更等について（部局長会議資料）		
	2-3-C-03 2020学生アンケートの設問について（R3.3全般・卒業）部局長会議資料		
	2-3-C-04 2020学生アンケートの設問について（R3.4入学時）部局長会議説明		

【分析項目2-3-D】 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）」（平成30年10月22日付け文科省通知）に基づき、高大接続改革に向け次の取組を行った。 ・学校推薦型選抜において受験者の評価方法を一部改正 ・入学者受入れの方針に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法に改善 これにあたり、高校での主体的・対話的で深い学びを行った結果としての調査書を十分に活用するという観点から、入試・教務・就職の各データを関連付けた分析を行った。この結果から、調査書における全体の学習成績の状況及びすべての教科・科目の3年間の成績が一定以上である場合、初等教育教員養成課程の一般選抜（前期日程）試験においては一定の点数を加点することとし、入学者受入方針にもその旨を記載した。 また、高等学校での評定平均値（全体の学習成績の状況）と教員就職状況の相関分析や、大学での学習成果（GPA値等）や教員就職状況と入試データを関連付けた分析を行い、入試改善の検討資料を作成している、これは入試実施の側面だけでなく、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の実質化にもつながる取組ともいえる。 さらに、入学時及び毎年度の学生生活全般アンケートのデータを基礎に、学生が志望する学校種と実際の在籍する課程とをクロス集計することで、九州の教員養成拠点大学としての地域創生推薦入試を検証し、学生の志望を優先した就学支援に役立てるための資料を作成した。また、学生の出身高校別教員就職志望者の合格者の率の集計、教員就職状況を加味した潜在的教員志望者層の発掘など、これらを勘案した戦略的な入試広報のための資料も作成している。	2-3-D-01 「部外秘」学生アンケートと教務情報と関連づけた入試情報の分析結果（非公表）		
	2-3-D-02 「部外秘」志願者・合格者情報（入試広報関係）（非公表）		
	2-3-D-03 「部外秘」入試広報と教員就職の関連データ（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 各部局等の要望を一括して評価室が学生アンケートを実施することで、必要な情報を効率的に収集する体制をとっている。			
教員養成大学であるため卒業生の多くが教員として就職しており、卒業生（教員就職者）及びその学校長からの意見を体系的、継続的に収集する体制を整備している。			
【改善を要する事項】			

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－4－1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程		再掲
	2-1-1-04 国立大学法人福岡教育大学役員会規程		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		再掲
	2-4-1-01 福岡教育大学大学院の新たな教育研究組織等検討委員会規程		
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-02 第12回～第18回大学院の新たな教育研究組織等検討委員会議事概要（非公表）		
	2-4-1-03 平成30年度第1回福岡教育大学教職大学院連携協力会議議事概要（非公表）		
	2-4-1-04 平成31年度第12回教育向上推進室議事概要（非公表）		
	2-4-1-05 平成31年度第11回教育研究評議会議事概要	議題 8	
	2-4-1-06 平成31年度第11回教育研究評議会資料（非公表）	議題 8	
	2-4-1-07 平成31年度第7回経営協議会議事概要	議題 5	
	2-4-1-08 平成31年度第7回経営協議会資料（非公表）	議題 5	
	2-4-1-09 平成31年度第17回役員会議事概要	議題 6	
	2-4-1-10 平成31年度第17回役員会資料（非公表）	議題 6	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2－4－1] ※再掲 [分析項目1－1－1] 平成29年8月の「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」を受け、教職大学院のさらなる発展を目指し改革を行った。 大学院の新たな教育研究組織等検討委員会及びその下に教職大学院教育課程検討WGを設け、高度専門職業人としての教員養成機能を修士課程から教職大学院に移行し、教職大学院で、各学校種の教員に見合った教科領域の教育力、生徒指導、学級経営、協働力等を総合的に高度実践できる力を育成する教育課程、指導体制を検討した。修士課程から移行する教科については、従来から教職大学院への進学者の多い、国語科、社会科、数学科、理科、英語科、保健体育科の6教科とした。 また、福岡教育大学教職大学院連携協力会議（教育課程協議会）での協議や、教育委員会、学校現場との個別の意見交換、「高度専門職業人としての教員の育成に向けた福岡県内大学連絡会」（県内の8公私立大学が参加）や、九州各県・政令指定都市の教育委員会を訪問して教員採用動向を調査し、さらに、文部科学省と意見交換を行いながら教職大学院拡充を決定した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 令和3年度大学院の課程変更にあたっては、学内での検討に加え、福岡県・福岡市・北九州市の各教育委員会、福岡県小学校長会・福岡県中学校長会・福岡県立高等学校長協会の関係者が参加する連携協力会議でも審議を行うとともに、福岡県内の公私立大学との大学連絡会でも検討を行っている。			
【改善を要する事項】			
基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－5－1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2－5－1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人福岡教育大学教員選考基準に関する規程（非公表）		
	2-5-1-02 国立大学法人福岡教育大学教員選考基準に関する細則（非公表）		
	2-5-1-03 国立大学法人福岡教育大学教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-04 国立大学法人福岡教育大学教員選考に関する細則（非公表）		
	2-5-1-05 国立大学法人福岡教育大学教職大学院実務家教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-06 国立大学法人福岡教育大学教員人事委員会規程（非公表）		
	2-5-1-07 教職教育院教員の採用・昇任等に関する取扱いについて（重要通知）（非公表）		
	2-5-1-08 教職大学院実務家教員の採用に関する取扱いについて（重要通知）（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 【評価室】 福岡教育大学大学教員活動評価指針（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-02 【評価室】 福岡教育大学における研究評価基準（第3期）（非公表）		
	2-5-2-03 【評価室】 平成30年度大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-04 【評価室】 令和元年度大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-05 【評価室】 令和2年度大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-06 【評価室】 平成30年度大学教員活動評価 結果について（非公表）		
	2-5-2-07 【評価室】 平成30年度学長表彰者及び若手教員を中心とした研究活動の支援対象者について（非公表）		
	2-5-2-08 【評価室】 令和元年度大学教員活動評価 結果について（非公表）		
	2-5-2-09 【評価室】 令和元年度学長表彰者及び若手教員を中心とした研究活動の支援対象者について（非公表）		
	2-5-2-10 【評価室】 令和2年度大学教員活動評価 結果について（非公表）		
	2-5-2-11 【評価室】 令和2年度学長表彰者及び若手教員を中心とした研究活動の支援対象者について（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 令和3年度大学教員活動評価の評価結果の処遇への反映について（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-3-02 【評価室】 平成30年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		
	2-5-3-03 【評価室】 令和元年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		
	2-5-3-04 【評価室】 令和2年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-1-3-02 国立大学法人福岡教育大学事務組織規程	第12, 14, 15条	再掲
	2-5-5-01 福教大HP事務組織図（令和3年4月1日現在）		
	2-5-5-02 事務系職員配置一覧（令和3年4月1日現在）		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 福教大HP事務組織図（令和3年4月1日現在）		再掲
	2-5-5-02 事務系職員配置一覧（令和3年4月1日現在）		再掲
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	2-5-5-03 令和2年度推薦者一覧（学生氏名黒塗り）		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
[分析項目2-5-3] 大学教員活動評価の結果の処遇への反映について、優秀研究者の表彰を行っているが、令和2年度から新たに優秀女性研究者表彰を創設した。これにより教育、研究、社会貢献及び学内運営に貢献する女性研究者の教育研究活動を支援している。	2-5-6-01 令和2年度TA説明会資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-5-1] ○学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価は、以下のとおり実施している。 【採用】 （１）教員人事に関する要望等を参考に、教育研究評議会を経て、役員会で当該年度の採用、昇任に係る教員配置方針を決定。 （２）教員人事委員会で教員公募を作成し、募集。 （３）応募者から採用候補者を選考し教員資格審査会が当該職位について資格審査を実施。 （４）教授会で適格候補者の教育研究業績を審査。 （５）教員人事委員会で適格候補者の原案を作成し、学長、理事による面接を実施。 （６）教育研究評議会、役員会で審議し、採用を決定している。 【昇任】 （１）教員人事に関する要望等を参考に、教育研究評議会を経て、役員会で当該年度の採用、昇任に係る教員配置方針を決定。 （２）教員人事委員会で教育研究業績を確認し昇任候補者を選出。 （３）教員資格審査会が昇任候補者の職位について資格審査を実施。 （４）教授会で適格候補者の教育研究業績を審査。 （５）教員人事委員会で適格候補者の原案を作成し、教育研究評議会、役員会で審議し、昇任を決定している。 ※昇任時の審査にあたっては面接等は行っていないが、本人が作成する教育業績書の中に「教育上の能力に関する事項」を設けて審査を行うことで教育研究上の指導能力を担保している。 ※採用時の審査にあたっては、資格審査の段階では、採用候補者に対して、当該教育研究分野に関する面接（教育研究業績や担当予定授業科目に関する確認・質疑応答等）を行っている。また、学長・理事が行う面接は、法人の責任者として当該候補者の総合的な人物評価を行うとともに、本人の教育研究に関する意向や本学の運営方針等に関して相互理解を得ることを目的に実施している。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【分析項目2-5-A】 教員活動評価の結果研究費の配分を受けた若手教員と学長との懇談会を行い、教育研究担当理事も同席している。学長から若手教員に対して研究の奨励や大学の方針について説明するとともに、若手教員からは学長に自身の研究を紹介したり支援に関する要望を伝える機会となっている。	2-5-3-02 【評価室】平成30年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		再掲
	2-5-3-03 【評価室】令和元年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		再掲
	2-5-3-04 【評価室】令和2年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		再掲
【分析項目2-5-B】 教員養成の質向上に関する諮問会議の「本学の教員養成の質向上に向けた方策について（答申）」（平成26年度）を受け、新たに採用する教員は学校現場での指導経験がある者とし、教員公募において学校での1年以上の教諭経験、若しくは採用後の本学実地指導研修の受講を必須とした（平成28年度）。 また、既に本学の大学教員である者に対しても、特別研修プログラムとして、学校現場の指導経験を有しない教員を対象とした実地指導研修（学校現場で約180日間）と、全教員を対象とした実務経験研修（学校現場で3年ごとに3日間以上）を実施している。平成30年度からは、特に実地指導研修の受講者の増加を図るために、研修受講日数に応じて教育研究費を配分（最大600千円）するインセンティブを付与している。 平成28年度から令和2年度までに実地指導研修、実務経験研修を受講した教員は116名となり、教員に占める割合は令和3年3月末時点において71.6%に上っている。また、これらの取組により学校現場での指導経験のある教員は3割を、学校現場に通じた教員は8割を超える。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、附属学校、幼稚園と協議の上、実施の可否を検討した結果、実務経験研修については、中止することとした。	1-1-A-01 本学の教員養成の質向上に向けた方策について（答申）H26.12.22教員養成の質向上に関する諮問会議	P.3-P.4	再掲
	2-5-B-01 実地指導・実務経験研修の実施に関わる要項		
	2-5-B-02 実地指導研修のインセンティブ措置について（非公表）		
	2-5-B-03 令和2年度実地指導・実務経験研修におけるアンケート調査結果について（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 FD研修の1つとして、ユニット・センター等内授業研修を全ユニットにおいて実施し、教員間でそれぞれの授業を視察、意見を学内で共有している。			
FD事業については、FD委員会が毎年度FD活動報告書を作成し、教職員グループウェアに公表し、全教職員で共有している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、対面授業、遠隔授業の取り組み（工夫点や課題等）についての事例や遠隔授業における教材作成時に留意すべき点をまとめることでオンライン授業の質の向上に務めた。さらに、その有効性を検証するために昨年までの授業評価項目の結果と比較を行い従来と同様の授業効果が確認された。			
教員養成を担う大学の教員としての資質能力の向上を図ることを目的に、学校現場の指導経験を有しない教員を対象として、実地指導研修（学校現場で約180日間）及び実務経験研修（学校現場で3年ごとに3日間以上）を実施している。これらの取組により学校現場での指導経験のある教員は3割を、学校現場に通じた教員は8割を超える。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

:「該当なし」

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_福岡教育大学令和2年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 監事の監査報告書(web掲載用)		
	3-1-1-03 会計監査人の監査報告書(web掲載用)		
[分析項目 3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式 3-1-2)		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算・決算の状況 30%以上乖離の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組 3-1-A] 第3期中期計画26番において「第2期中期目標期間と比して、寄附金収入を10%以上増加させる。また、現職教員の英語習得院受講などの収益事業の拡大により自己収入を多様化する」ことを掲げ、自己収入増加に努めている。 平成28年度に、寄附金受入額に関する目標金額、募金活動に関する方針等に関する「寄附金獲得に向けた戦略」を策定した。これに基づき、国立大学法人福岡教育大学基金管理規程を一部改正し、学長、理事、副学長及び事務局長を構成員とする「福岡教育大学基金運営委員会」が寄附金戦略における企画・立案を担う体制となった。同委員会では、寄附金獲得に向けて、寄附金の受入単価の変更(一口5千円→千円)、福岡教育大学基金リーフレットの作成、学長のトップセールスによる寄附広報、ウェブを利用したクレジットカード納付等の利便性の高い寄附金納付システムの導入といった取組を進めている。	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料		再掲
	3-1-A-01 寄附金獲得に向けた戦略		
	3-1-A-02 国立大学法人福岡教育大学基金管理規程	第3章	
	3-1-A-03 福岡教育大学基金リーフレット(令和3年3月版)		
	3-1-A-04 福教大HP福岡教育大学基金インターネット申し込み		

[活動取組 3-1-B] 第3期中期計画26番のうち自己収入の多様化については、平成28年度に「自己収入増加及び経費削減に向けた業務改善プロジェクトチーム」を設置し、具体的な増加策を定めた。具体的には、各種証明書の有料化や、自動販売機契約の見直し、小学校英語の教科化に伴う中学校教諭二種免許状（英語）の取得を目的とした免許法認定講習費の徴収を実施することで、自己収入の多様化を図っている。	3-1-B-01 福教大HP各種証明書の発行の有料化について		
	3-1-B-02 自動販売機設置運営事業者の公募について		
	3-1-B-03 H30中二種英語公開講座案内		
[活動取組 3-1-C] 平成28年度から、従来は各講座等に措置していた教育研究費の一部を集約し、学長裁量経費として意欲的な事業に重点的に配分している。このうち「教員就職率向上のための事業」において、教員採用1次、2次試験対策としての臨時アドバイザー雇用、特別講座等の開講やそれらの内容の充実などに充て、教員就職者数の増加につながっている。	3-1-C-01 令和3年度予算編成方針（令和3年3月29日役員会決定）（抄）		
	3-1-C-02 平成28年度-令和2年度教員就職者数推移		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-02 国立大学法人福岡教育大学運営規則	第31-33条	再掲
	3-2-1-01 福教大HP運営組織（令和3年4月1日現在）		
	2-1-1-04 国立大学法人福岡教育大学役員会規程		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		再掲
	2-1-1-05 国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-06 福教大HP役職員一覧		再掲

[分析項目 3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式 3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式 3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組 3-2-A] 大規模な災害、各種の事故・事件など様々な危機に対し、総合的、体系的に適切な対処をするため、危機管理規程を設けている。それに基づき、職員、学生及び関係者に被害が及ぶ恐れがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止め、教育、研究、社会貢献等の活動を円滑に行うための各種マニュアルを策定している。 各マニュアルは教職員グループウェア「ガルーン」で体系的に整理、共有し、教職員はいつでも全学分を参照することができる。	3-2-A-01 国立大学法人福岡教育大学危機管理規程		
	3-2-A-02 福岡教育大学危機管理基本マニュアル		
	3-2-A-03 危機管理マニュアル整備体制		
[活動取組 3-2-B] 大学として公的に発行している発行物は、各担当者が発行前に、人権上問題になりうる表現（被差別者を傷つける可能性がある表現や、偏見を助長すると思われる表現等）がないか、人権教育推進委員会発行物点検専門部会が作成する学内共通のチェック表で点検することにしている。この取り組みにより、本学発行物による人権侵害を未然に防いでいる。	3-2-B-01 令和3年度発行物の点検について（依頼）		
	3-2-B-02 【様式】チェック担当者一覧様式・記入例		
	3-2-B-03 【様式】発行前チェック表様式・記入例		
	3-2-B-04 【別紙】大学名を使用した公的発行物における”人権上問題になりうる表現”の点検について		
[活動取組 3-2-C] 本学は教員養成系大学であることから、自身の安全を守ると同時に、学生が将来教員になったときに児童・生徒の命を守るためにどんな行動を取ればよいのかを考える、教員としての資質を高める機会として、役員・教員・職員・学生が一同に会する全学的な防災訓練を実施している。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、安否確認システムによる報告訓練のみ実施した。	3-2-C-01 令和元年防火・防災訓練 資料一式（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－3－1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2－5―6 教育支援者を含む。））（別紙様式 3－3－1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-1-3-02 国立大学法人福岡教育大学事務組織規程		再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-01 福教大HP事務組織図（令和3年4月1日現在）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 3－3－1] 九州・沖縄の各県、政令市等12の教育委員会と教員養成を担う19の国公立大学とが参画した「九州教員研修支援ネットワーク」を支援する専門部署として、平成31年4月から教員研修支援室を設けた。これにより本学が第3期中期計画12に掲げる福岡県をはじめ九州各県の学校教育の質の向上に寄与する。また、第4期中期目標・中期計画の策定や、国の施策に沿う新しい学部課程の構想に向けて、経営政策課計画・評価室を令和2年8月から企画課として独立させた。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－4－1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式 3－4－1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	3-4-1-01 令和3年度室・委員一覧		

[分析項目 3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人福岡教育大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 監事監査監査計画書		
	3-5-1-03 監事監査実施結果報告書（非公表）		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目 3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 会計監査人監査計画概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 会計監査人の監査報告書(web掲載用)		再掲

[分析項目 3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-2-1-01 福教大HP運営組織（令和3年4月1日現在）		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人福岡教育大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 内部監査（業務監査）結果報告書（非公表）		
	3-5-3-03 内部監査（会計監査）結果報告書（非公表）		
[分析項目 3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-04 競争的資金監査報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 法定会議等出席状況		
	3-5-4-02 監事監査結果に対する対応状況（非公表）		
3-5-4-03 監事が監査を行いやすいように工夫した取組			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 3-5-4] 監事は、経営協議会、教育研究評議会などの重要会議、学長の諮問に応じて開催される教員養成の質向上に関する諮問会議や教授会への出席のほか、新たな入学者選抜制度・教職教育院による指導体制の整備・課外活動の充実などの大学改革の成果を検証するための新入生と学長・理事・副学長との懇談会に参加している。さらに、授業・教育実習関係の情報や諸行事の情報を提供するために、附属学校の視察や教職大学院の授業を参観する機会を設けている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 監事が、学内会議の出席のほか、附属学校の視察や教職大学院の授業を参観し授業・教育実習関係の実態を把握する機会を設けている。			
【改善を要する事項】			

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－6－1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3－6－1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	1-2-1-01 認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式 1）		再掲
	・ 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目 4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式 4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目 4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式 4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 耐震診断状況（令和3年5月1日現在）（非公表）		
	4-1-3-02 自動扉配置図（令和3年5月1日現在）		
	4-1-3-03 バリアフリー（トイレ、駐車場、スロープ）（令和3年5月1日現在）		
	4-1-3-04 身障者対応エレベーター配置図（令和3年5月1日現在）		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-05 外灯配置図（令和3年5月1日現在）		
	4-1-3-06 防犯カメラ配置図（令和3年5月1日現在）（非公表）		
[分析項目 4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》		
[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査《大学図書館編》		
[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 4－1－2] 平成31年3月に福岡県、宗像市、本学の三者で県立特別支援学校に関する覚書を締結し、将来的な実践教育に基づく質の向上や実習、ボランティア活動等の拡充を視野に入れ、本学敷地内の立木地を有効活用することを決めた。県立特別支援学校が本学の敷地内に設置されることで、教育実習校や共同研究の場が拡大し、教育実習生や指導教員の移動に係る時間的、金銭的負担の軽減など利便性が向上することが期待される。このことは平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果において注目される実績に取り上げられた。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 4－1－A] 本学の教育をより効果的に行うための施設として、教材開発スタジオを設けている。 写真や映像の撮影・編集・加工を可能とする施設・機材を整えており、教員の教材や研修資料の作成に貢献するほか、教職教育院による教師として必要なスキルをまとめた映像集の作成、教育実習や介護等実習の事前指導資料作成などの学生指導への活用に加え、音楽専攻による学外コンサートの映像収録への協力も行っている。 設置当初は教職員の利用を想定していたが、学生へも対象を拡大するべく「サポーター制度」を新設した。職員による施設・機材の利用方法の指導にとどまらず、ITリテラシー教育やコンテンツ作成のノウハウも習得させている。学生達は、自身の卒業研究の映像教材、Webアプリケーション、作品展のポスターや図録など、様々な種類のデジタルコンテンツ制作にスタジオを活用している。 また、広報活動としてホームページでの情報発信の他、年3回のフォトコンテストを実施している。 令和2年度のコロナ禍においては、急遽オンラインでの実施を余儀なくされた実習の事前指導・事後指導や入試説明会、各種発表会や遠隔授業など、多方面で有効に活用された。	4-1-A-01 スタジオ活動報告(令和3年5月6日)		
	4-1-B-01 ALL使用要領		
[活動取組 4－1－B] 学内の利用頻度が少ない室をまとめ、教職員・学生に全学共用スペース（アクティブ・ラーニング・ラボラトリー、ALL）として提供している。 教職員による授業、セミナー、ミーティング、学生指導等教育・研究活動並びに学生の課外教育活動のうち自学自習及び共同学習のために活用されている。ただし、貸出にあたっては教職員と学生、授業内・外の区別をしていないため根拠資料4-1-B-02は総数を表す。	4-1-B-02 令和2年度ALL稼働率		

【活動取組 4－1－C】 令和 2 年 4 月末にネットワーク機器を更新し、同 6 月から学内高速無線 LAN サービスの手続きを簡便化した。同時期、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常は学生に開放するパソコン教室の利用を人数・時間等において制限せざるを得ない状況となっていた。学内において私物の PC・スマートフォン等から情報検索、あるいは遠隔授業を受講する学生にとって、高速無線 LAN は安定的な回線環境の提供及び学生の費用負担軽減につながった。また、従来学内のパソコン教室でないと利用出来なかった学内限定サービスに接続可能となり、パソコン教室の利用を一定程度緩和することができた。 教職員においては、無線で接続可能となったため、授業・会議等の実施形態に自由度が増すなど利便性が向上した。 その他、学生からの要望に応え、閉室中のパソコン教室から複合機 1 台を図書館ゲート手前に移設し、高速無線 LAN 利用と組み合わせた web プリントサービスを同 8 月から提供開始した。資料及びレポート・卒業論文等のために利用する学生は多く、また本サービス利用には学内高速無線 LAN への接続が必須であることから、両サービス内容の周知にも一定の効果があつた。	4-1-C-01 印刷サービス利用方法		
	4-1-C-02 高速無線 LAN マニュアル（学生用）		
	4-1-C-03 高速無線 LAN マニュアル（教職員用）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 教材開発スタジオに写真や映像の撮影・編集・加工を可能とする施設・機材を整えている。コロナ禍において、オンライン化を余儀なくされた実習の事前指導・事後指導や入試説明会、各種発表会や遠隔授業など、多方面で有効に活用されている。			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生生活（抜粋）		
	4-2-1-02 福岡教育大学キャリア支援センター規程		
	4-2-1-03 福岡教育大学障害学生支援センター規程		
	2-1-3-05 福岡教育大学健康科学センター運営規程		再掲
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-04 （令和2年度版）国立大学法人福岡教育大学ハラスメント防止・対応に関する指針		
	2-1-3-07 国立大学法人福岡教育大学人権教育推進委員会規程		再掲
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生生活（抜粋）		再掲
	4-2-1-05 福教大HP学生なんでも相談窓口		
	4-2-1-06 学生なんでも相談窓口ポスター		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 【お知らせ】自転車（じてんしゃ）に関（かん）するお知らせ（福教大連携推進課）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	4-2-3-02 （英語・中国語・韓国語版）自転車安全利用周知チラシ		
	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		

[分析項目 4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 福教大HP奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-02 福教大HP本学独自の奨学金		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 令和2年度奨学金利用実績		
	4-2-5-04 奨学金（JASSO）支給実績（海外留学支援R01年度）		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05 福岡教育大学未来奨学金規程		
	4-2-5-06 大学独自の奨学金制度利用実績確認資料（制度概要）		
	4-2-5-07 令和2年度未来奨学金（学業成績優秀者奨学金）利用実績		
	4-2-5-08 福岡教育大学国際交流協定校派遣支援奨学金支給細則		
	4-2-5-09 福岡教育大学国際交流協定校派遣支援奨学金支給に関する手引		
	4-2-5-10 令和元年度未来奨学金（国際交流協定校派遣支援奨学金）支給実績		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	1-3-1-01 福岡教育大学学則	第49、54条	再掲
	4-2-5-11 国立大学法人福岡教育大学授業料その他の費用に関する規程		
	4-2-5-12 福岡教育大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-13 福岡教育大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-14 令和2年度入学料免除・徴収猶予者数		
	4-2-5-15 令和2年度前期授業料免除者数		
	4-2-5-16 令和2年度後期授業料免除者数		
	・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-17 福教大HP学生寮		
	4-2-5-18 在寮者数集計表		
	・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目 4－2－3〕 留学生に対する外国語による情報提供について、本学は教員養成系の単科大学であり留学生数が少ないことから独自の外国語資料の作成は行っていないが、県や市などの作成した資料を利用して生活や安全に関する情報提供を行うとともに、外国人留学生の相談窓口を連携推進課に置き、常時対応している。また、チューターの選定にあたっては留学生担当教員3名が語学能力について確認している。			
〔分析項目 4－2－5〕 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金について、本学の協定留学は1年目後期～2年目前期の期間で行っており、「4-2-5-04_奨学金（JASSO）支給実績（海外留学支援R01年度）」には実際の支払いが令和2年度となる分を含む。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により新規の派遣・受入ともに実績なし。なお、海外留学支援制度のうち派遣留学生については、仮に渡航できたとしても、感染症危険レベル2以上の国であれば（ほぼ全世界）支給対象外となる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
〔活動取組 4－2－A〕 災害等で学生の実家等が被害を受け、被災支援のために帰省する学生に対し、交通費を補助する制度を設けている。学生からは、地震後の混乱のために躊躇していた帰省へのきっかけになった、被災地域へのボランティア貢献ができたなどの報告があがっている。	4-2-A-01 被災した学生に係る帰省交通費補助金について（重要通知）		
	4-2-A-02 令和2年度災害支援（7月豪雨 学生への周知）		
	4-2-A-03 令和2年度災害支援（7月豪雨 学生への周知 追加）		
	4-2-A-04 令和2年度災害支援（7月豪雨 基金運営委員会への報告）		
	4-2-A-05 令和2年度災害支援実績		
〔活動取組 4－2－B〕 ※コロナ対応 新型コロナウイルス感染拡大の影響により打撃を受けた学生の経済支援として、1人あたり3万円の生活支援金の給付や、遠隔授業（オンライン授業）実施に伴う教科書の宅配販売の送料等の助成及び通信費の援助などの支援を行った。また、独立行政法人日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」により、後期の遠隔授業に係る通信費の支援に100万円の助成を受けた。加えて学生支援に賛同する企業等の寄附から94万円を支弁し、経済的に困窮する学生を支援した。	4-2-B-01 コロナ禍における本学独自の学生の経済的支援		
〔活動取組 4－2－C〕 ※コロナ対応 学生に対し「コロナ対応専用メール」を開設し、健康科学センターを中心に学生への相談対応、指示、指導、フォローを行うとともに関係部署と情報共有を行っている。 また、対面授業実施における昼食会場である学生食堂に飛沫感染防止のためのパネルを設置するとともに、昼休み終了後、職員により毎日消毒（清掃）作業を行っている。 学生寮には手指消毒液及び非接触型の体温計を整備し、寮生に検温の記録を求めている。体調不良者は健康科学センターに連絡し指示を受ける体制をとっている。	4-2-C-01 福教大HP 新型コロナ感染症等における届け出について		

〔活動取組 4-2-D〕※コロナ対応 令和2年度はコロナ禍においてもこれまで教職協働で行ってきた教員就職に向けた取組を継続するため、就職支援を行うキャリア支援センターにおいて、対面による相談、指導の代わりに、メールや電話で教員採用試験対策などの相談、添削指導を実施した。令和2年6月からは関係資料の貸し出しを、また、同年7月から教員採用試験対策特別講座を対面により再開し、学生を志望自治体・校種別に8人程度にグループ化して仲間意識を高め、400名以上の学生に対し模擬授業、集団討論、面接等の対策を実施した。 公務員を目指す者には、模擬試験を自宅から受けられるように整備した。 本学では少数の企業等志望者には、令和2年3月～6月は、エントリーシートの添削指導等をメールや電話で行い、面接指導も一部をWEBで実施した。また、大学内での会社説明会は、大手人材紹介会社によるWEB上での就職指導等を学生に紹介した。	4-2-D-01 キャリア支援センターの利用及び教採試験特別講座等の対策		
	4-2-D-02 令和2年度公務員模擬試験揭示（自宅受験）		
	4-2-D-03 求人説明会		
〔活動取組 4-2-E〕 教師としての実践的指導力に繋がる資質・能力の習得と、職業意識の涵養のため、学生ボランティア活動を励行している。 本学独自の「学生ボランティア活動認定システム」を定め、活動時間や地域社会への働き方、貢献等に応じて自己評価及び他者評価によりサポーター、チーフ、リーダーとして認定することで、ボランティア活動を通して身についた資質・能力を客観的に把握している。また、学生自身がさらに自らを高めるための指針となっている。 平成29年度には近隣自治体の校長会等においてシステムの説明を行い、新たな学校ボランティア先を開拓した。平成30年度にはコーディネーターを3名に増員し支援体制を増強するとともに、実施組織である学生ボランティア推進会議の活性化を図り、教職教育院と協働で学生ボランティア活動への動機付けと教職志望のモチベーション維持・向上を図る取組を行った。これらの取組により、教員志望者における学部4年生時点でのボランティア経験率は平成31年度100%、コロナ禍で依頼件数が減少した令和2年度においても99.4%に上っている。 なお、平成31年度にはそれぞれの評価段階における学生の資質・能力と教員育成指標モデルとの対応状況を確認したほか、これまでの取り組みを総合的に検証し、今後も継続的な改善を図ることができるように検証・改善のサイクルを確立している。 これらは、令和元年度における業務の実績に関する評価結果で確認され、法人の機能強化に向けて積極的に取り組んでいると評価を受けた。	4-2-E-01 (00) 福教大HPボランティアサポートシステム		
	4-2-E-02 (00) 福教大HP UTEFFVSS福岡教育大学ボランティアサポートシステムHP		
	4-2-E-03 (00) 認定評価制度（説明資料）		
	4-2-E-04 (00) 各地区校長会説明会活動実績		
	4-2-E-05 (00) 学生ボランティア活動で育成される資質能力の分析		
	4-2-E-06 (00) 令和2年度「学生ボランティア活動認定システム」認定者一覧(令和2年度学生ボランティア活動報告書より)（非公表）		

【活動取組 4－2－F】※教育に関する支援は活動取組 6－5－E 障害学生支援センターで障害のある学生への支援を行っている。 学生が支援を希望する場合、センター職員が学生本人、担任を交えた面談を経て支援計画をまとめ、支援学生の募集と配置を行う。 支援スタッフは学生が務め、R3.5.1現在で31名が登録している。登録した学生には、すでに1～2年程度経験を積んだ学生が講師となって入門講座を実施する。また、支援を受ける学生を交えて反省会を開催し、学生同士で切磋琢磨して次年度以降の改善につなげている。 行事や式典での情報保障として、入学式や卒業式では、障害のある学生のみならず、参加される保護者等のためにパソコンテイクを配置しスクリーンに文字情報を投影するほか、外部人材による手話通訳者を配置している（コロナの影響により平成31年度卒業式、令和2年度入学式は中止）。 また、学生スタッフが毎年度学内のバリアフリー状況を調査し、バリアフリーマップを更新、入学式で新入生に配布するほかHPで随時更新している。大学は、この状況調査の結果を基に学内のバリアフリー化を進めている。 さらに、JASSO障害学生支援ネットワークの九州・沖縄地区拠点校を務め、他大学からも障害学生への支援実施状況の把握や相談、視察などを積極的に受け入れている。	4-2-F-01 福教大HP障害学生支援センター		
	4-2-F-02 障害学生支援センターHP支援内容		
	4-2-F-03 障害学生支援センターHP支援を希望される方		
	4-2-F-04 障害学生支援センターHP支援活動に興味のある方		
	4-2-F-05 障害のある学生等への支援に関する基本方針		
	4-2-F-06 教職員対応要領（るびあり）		
	4-2-F-07 日本学生支援機構HP障害学生修学支援ネットワーク福岡教育大学		
	4-2-F-08 平成28年度 活動報告書		
	4-2-F-09 平成29年度 活動報告書		
	4-2-F-10 平成30年度 活動報告書		
	4-2-F-11 活動実績(障害学生支援センター)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 独自の「学生ボランティア活動認定システム」で教師としての実践的指導力に繋がる資質・能力の習得と、職業意識の涵養を図っている。また、教員志望者における学部4年生時点でのボランティア経験率は平成31年度100%、コロナ禍で依頼件数が減少した令和2年度においても99.4%にのぼっている。 障害学生支援センターを中心に、障害のある学生を支援し学習機会の確保、情報保障の体制を整備している。また、支援を学生が行う体制をとることで、教員としての資質形成の一環ともなっている。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準 : 「該当なし」

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目5－1－1〕 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 福岡教育大学教育学部のアドミッション・ポリシー		
	5-1-1-02 福岡教育大学大学院教育学研究科のアドミッション・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
〔活動取組5－1－A〕 令和3年度入学者選抜学力検査から、高大接続システム改革の観点考虑した入学者受入方針に改正するとともに、受験者の学力の3要素の達成度を多面的・総合的に適切に評価を行うため、5-1-A-01_試験科目等の学力の3要素及び教職への意欲等の評価対応表（非公開）及び5-1-A-02_アドミッション・ポリシーの記載事項等評価内容確認表（非公開）を策定した。	5-1-A-01 試験科目等の学力の3要素及び教職への意欲等の評価対応表（非公開）		
	5-1-A-02 アドミッション・ポリシーの記載事項等評価内容確認表（非公開）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5－2－1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5－2－1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 面接要領等（教育学部）①【学校推薦型選抜】（非公表）		
	5-2-1-02 面接要領等（教育学部）②【一般選抜（前期）】（非公表）		
	5-2-1-03 面接要領等（教育学部）③【一般選抜（後期）】（非公表）		
	5-2-1-04 面接要領等（大学院教育学研究科）（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-05 【推薦】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-06 【一般選抜（前期）】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-07 【一般選抜（後期）】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-08 【大学院教育学研究科】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-09 福岡教育大学入学試験実施委員会規程（非公表）		
	5-2-1-10 福岡教育大学入学試験実施規程（非公表）		
	5-2-1-11 入学試験合格候補者選考委員会規程（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-12 【推薦】実施要領（非公表）		
	5-2-1-13 【一般選抜（前期）】実施要領（非公表）		
	5-2-1-14 【一般選抜（後期）】実施要領（非公表）		
	5-2-1-15 【大学院教育学研究科】実施要領（非公表）		
	5-2-1-16 福岡教育大学教育学部入学試験の実施について（重要通知）（非公表）		
	5-2-1-17 福岡教育大学教育学部入学試験の実施について（重要通知）【申し合わせ】（非公表）		
	5-2-1-18 福岡教育大学大学院教育学研究科入学試験の実施について（重要通知）（非公表）		
	5-2-1-19 福岡教育大学における入試問題の作成等に関する取扱いについて（重要通知）（非公表）		
	5-2-1-20 福岡教育大学の入学試験合格者選考方法に係る申し合わせ（非公表）		
	5-2-1-21 福岡教育大学入学者選抜に関し作成する要項等の点検の手引（非公表）		
	5-2-1-22 電子計算機処理システムプログラム更新等の点検に係る申し合わせ（非公表）		

	5-2-1-23 入学試験問題作成に係る点検要領（非公表）		
	5-2-1-24 入学試験採点要領（非公表）		
	5-2-1-25 答案等の授受及び採点並びに調査書等の授受に係る点検要領（非公表）		
	5-2-1-26 入学試験合格者選考資料の作成に係る点検要領（非公表）		
	5-2-1-27 電子計算機処理業務における点検要領（非公表）		
	5-2-1-28 令和3年度追加合格候補者の対応について（非公表）		
	5-2-1-29 令和3年度追加合格入学手続要領（非公表）		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-30 令和3年度（令和2年度実施）入学者選抜について（非公表）		
	5-2-1-31 令和3年度入学者選抜方法の変更について（教育学部）（非公表）		
	5-2-1-32 令和4年度入学者選抜方法の変更について（教育学部）（非公表）		
	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		再掲
	2-1-1-01 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
	2-1-1-03 国立大学法人福岡教育大学における教育に関する内部質保証を推進するための自己点検・評価の手引		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	2-3-D-01 「部外秘」学生アンケートと教務情報と関連づけた入試情報の分析結果（非公表）		再掲
	2-3-D-02 「部外秘」志願者・合格者情報（入試広報関係）（非公表）		再掲
	2-3-D-03 「部外秘」入試広報と教員就職の関連データ（非公表）		再掲
	5-2-1-28 令和3年度追加合格候補者の対応について（非公表）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 5－2－1] 学生受入のための入学試験問題における出題過誤の事前防止策として、問題作成プロセス及び作成した問題案に対する点検を以下のように行っている。 ① 問題作成者は入試問題案提出時に解答または出題の意図（以下「解答例等」）を提出する。 ② 問題点検者による初回の点検において、受験者と同様の条件で問題を解答し、それを解答例等と照らし合わせ、自己の解答と解答例等とが一致しない場合等には、問題点検者は疑義を申し出ることができる。 ③ 申し出られた疑義の内容及びそれへの対応については入試実施委員会へ報告し、同委員会内で検討し、疑義の内容を問題作成者へ伝える。 また、入試問題及びその解答例等を入学試験実施後速やかに本学公式ウェブサイトに掲載することとした。さらに出題過誤の疑いが生じた場合、事後対策として、その件に関する過誤の疑い内容の検証、確定した出題過誤に関する対策及び再発防止策の策定などが迅速にできるよう「福岡教育大学入学者選抜試験過誤取扱規程」を平成30年8月に策定し、全学的な対応体制を整えた。 なお、過去、入学試験実施後に公開することも含めた解答例等の作成プロセスにおいて、当初出題者が想定していた正答以外にも正答が存在することが明らかになり、採点ミス等の過誤を事前に発見することができた事例もある。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[分析項目 5－2－A] ※再掲 [活動取組 2－3－D] 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）」（平成30年10月22日付け文科省通知）に基づき、高大接続改革に向け次の取組を行った。 ・学校推薦型選抜において受験者の評価方法を一部改正 ・入学者受入れの方針に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法に改善 これにあたり、高校での主体的・対話的で深い学びを行った結果としての調査書を十分に活用するという観点から、入試・教務・就職の各データを関連付けた分析を行った。この結果から、調査書における全体の学習成績の状況及びすべての教科・科目の3年間の成績が一定以上である場合、初等教育教員養成課程の一般選抜（前期日程）試験においては一定の点数を加点することとし、入学者受入方針にもその旨を記載した。 また、高等学校での評定平均値（全体の学習成績の状況）と教員就職状況の相関分析や、大学での学習成果（GPA値等）や教員就職状況と入試データを関連付けた分析を行い、入試改善の検討資料を作成している、これは入試実施の側面だけでなく、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の実質化にもつながる取組ともいえる。 さらに、入学時及び毎年度の学生生活全般アンケートのデータを基礎に、学生が志望する学校種と実際の在籍する課程とをクロス集計することで、九州の教員養成拠点大学としての地域創生推薦入試を検証し、学生の志望を優先した就学支援に役立てるための資料を作成した。また、学生の出身高校別教員就職志望者の合格者の率の集計、教員就職状況を加味した潜在的教員志望者層の発掘など、これらを勘案した戦略的な入試広報のための資料も作成している。	2-3-D-01_【部外秘】学生アンケートと教務情報と関連づけた入試情報の分析結果（非公表）		再掲
	2-3-D-02_【部外秘】志願者・合格者情報（入試広報関係）（非公表）		再掲
	2-3-D-03_【部外秘】入試広報と教員就職の関連データ（非公表）		再掲

[分析項目 5-2-B] 令和3年度からの教職大学院拡充に伴い、教員養成の充実および優秀な学生の確保の観点から、令和2年度に、福岡女学院大学（5月21日、3月31日一部変更）と筑紫女学園大学（12月22日）との間に、教員養成に関する連携協定を締結した。 この2校と協定を締結した理由として以下が挙げられる。 ・福岡県内に多くの教員を輩出していること。 ・本学教職大学院への受験者、入学者が多いこと。 ・入学した学生は、いずれも優秀で、教職への高い意識があり、院生の間でもリーダーシップを発揮していること。 ・修了生および在学生の大半が在学中に教員採用試験に合格し、修了後、正規教員として採用され、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と様々な校種で活躍していること。 ・先方も、本学との協定の締結を希望していること。 協定締結により、本学教職大学院へ進学を希望する学生に対する特別選抜の実施（各大学3名以内）や、学生及び教職員の行事等の交流を行うこととなる。	5-2-B-01 福岡教育大学と福岡女学院大学との教員養成に関する連携協定書（令和2年5月1日）（非公表）		
	5-2-B-02 福岡教育大学と福岡女学院大学との教員養成に関する連携協定書（令和3年3月31日）（改定）（非公表）		
	5-2-B-03 福岡教育大学と筑紫女学園大学との教員養成に関する連携協定書（令和2年12月22日）（非公表）		
[分析項目 5-2-C] 教職大学院においては、平成29年度には採用候補者名簿登載期間を2年間に延長するよう福岡県、福岡市、北九州市の各教育委員会に依頼し、平成30年度入学生から実施している。これにより、学部卒業前に教員採用試験に合格したものの、より高度で実践的な学びを望む学生の、教職大学院進学を選択肢を拡大した。	5-2-C-01 福教大HP教職大学院教育実績		
[分析項目 5-2-D] ※コロナ対応 令和2年11月11日（令和2年12月18日付け一部更新）に『令和3年度入学試験にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した本学試験実施のガイドライン（基本方針）』を作成した。 筆記試験においては受験者同士の身体間隔を1メートル程度確保して、マスク着用の義務付け（未所持者には大学からマスク提供）、建物の入口や試験室へのアルコール消毒液の設置、試験前日と試験終了時の消毒作業、換気の徹底、そのほか、実技試験や面接試験においては加えての感染防止策を示すなど、入学試験の実施に向けた対応策等を取り纏めた。 また、受験を含めた移動制限が必要になる等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が著しく悪化した場合や、本学教職員の多くが新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となり本学での入試実施が著しく困難となった場合などに備え、他の入学者選抜方法を検討した。（結果として、令和2年度実施の入学試験会場における感染は確認されていない。）	5-2-D-01 令和3年度入学試験にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した本学試験実施のガイドラインについて（基本方針）		
	5-2-D-02 福教大HP本学の今後の一般選抜（前期日程・後期日程）について		
	5-2-D-03 本学の今後の一般選抜（前期日程・後期日程）について		
	5-2-D-04 （一般）本学試験会場において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う今後の社会情勢等により実施不可能になった場合の選抜方法について		
	5-2-D-05 （私費外国人留学生）本学試験会場において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う今後の社会情勢等により実施不可能になった場合の選抜方法について		
	5-2-D-06 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応策等（一般選抜（前・後期））（非公表）		
	5-2-D-07 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応策等（私費外国人留学生選抜）（非公表）		
[分析項目 5-2-E] 学生受入の業務責任者は入試・就職担当の副学長であり、点検・評価を入学試験改善室が担当としている。また、学生支援のうち障害のある学生への生活支援等は、業務責任者を学生指導・厚生担当の副学長、点検・評価を実施する組織等を障害学生支援室としている。 一方、障害を持つ学生が本学の受験、進学を検討するにあたっては、まずは入試担当部署が窓口となり相談を受け付け、学生支援担当部署である障害学生支援センターにて配慮の検討、決定を行っており、柔軟に連携して対応する体制を整えている。	5-2-E-01 福教大HP 障害等のある入学志願者の事前相談について		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5－3－1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2		
	5-3-1 認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式2）		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

福岡教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6－1	基準 6－2	基準 6－3	基準 6－4	基準 6－5	基準 6－6	基準 6－7	基準 6－8	備考
01	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	教育学研究科（修士課程）	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	令和3年4月から学生募集を停止
03	教育学研究科（専門職学位課程）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当しない	令和3年4月から課程変更。学年進行中のため（令和4年度完成予定） 基準6－8は該当しない。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組 6－3－A】 平成28年度にカリキュラムを教員養成機能に特化させるとともに、ディプロマポリシーに照らした学生の到達状況を判定する基準を作成した。3年が経過した平成30年度には、改定したカリキュラムについて、学生の到達状況や平成30年度までの実施状況等を基に検証し、令和2年度からカリキュラムを一部改定した。	6-3-A-01 (01) 令和2年度カリキュラム改訂について（教育研究評議会承認）（非公表）		
	6-3-A-02 (01) 令和3年度履修の手引（抄）(1) 学校教育課題研究の準備科目		
	6-3-A-03 (01) 令和3年度履修の手引（抄）(2) 小専英語		
	6-3-A-04 (01) 令和3年度履修の手引（抄）(3) 初修外国語		
【優れた成果が確認できる取組】			
※教育に関する現況分析結果からの転記 教育者として求められる実践力を備えた、義務教育諸学校の教員を養成するために、平成28年度カリキュラム（以下、「新カリキュラム」という。）から「基礎学力習得科目」「教育者素養育成科目」「教育実践力育成科目」「教育フィールド実践科目」「学士総合力科目」の区分に分け、各教科等の指導、生徒指導、学級経営等を全般的に確実に指導できる資質・能力及び新しい学習指導要領や今日的な教育課題に対応するための指導力を育む科目を体系的に配置している。これらの取組の結果、教員採用試験では、平成28年3月（第2期中期目標期間末）の正規教員就職者数は169名であったが、令和2年3月の正規教員就職者数は344名（うち平成28年度入学生・新カリキュラムの学生は335名）と大幅に教員就職者数を伸ばした。			

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組 6－4－A】※教育に関する現況分析結果からの転記 特別研修プログラムは、学校現場において実務経験を経ることで教員養成を担う大学の教員としての資質能力の向上を図ることを目的として、 <u>実地指導研修</u> （附属学校において、約180日間の研修を受講）・ <u>実務経験研修</u> （学校現場に通じた大学教員となることを目的として3年ごとに3日間以上、学校現場に出向いて研修を受講）2つのプログラムを実施し、特別研修プログラムの受講者の増加を図るために、研修受講日数に応じて教育研究費を配分（最大600千円）するインセンティブを策定した（平成30年度）。			
【優れた成果が確認できる取組】			
※教育に関する現況分析結果からの転記 新たな授業方法を取り入れるため、授業において、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた場合、シラバスに反映させることを定めた「 <u>アクティブ・ラーニングの取組の方向性とICT教育に関する提言</u> 」を作成した。これにより、アクティブ・ラーニングを教育方法として採用した授業の割合は、平成27年度40%から平成29年度65.4%に増加した。また、ICT教育については、学校現場のICT環境及び学習指導要領の内容に沿った教科指導法など、タブレットや電子黒板等を用いて実施した。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A] ※再掲 [活動取組1-3-A] 教育学部における教育を充実させ、初等教育・中等教育・特別支援教育を担うために必要な資質・能力を有する教員の養成に取り組むことを目的に、クラス担任制を導入し、本学独自の教職指導の体制として学生の進路、生活の指導を行う「教職教育院」を設けている。	1-3-1-01 福岡教育大学学則		再掲
	1-3-1-02 国立大学法人福岡教育大学運営規則		再掲
	1-3-1-04 福岡教育大学教員組織等規程		再掲
	1-3-1-05 福岡教育大学教職教育院規程		再掲
	1-3-A-01 令和3年度大学概要（抄）（令和3年7月発行予定）		再掲
[活動取組6-5-B] 教育総合研究所において教育に関する理論、実践並びに学際的研究及び指導を行うことや、障害者に関する研究成果を臨床教育の実践に役立てることを目的とした研究を実践しており、その成果を授業科目に反映させている。	6-5-B-01 (01)教育向上推進室への依頼文書 H30年度 研究プロジェクト（非公表）		
[活動取組6-5-C] 教育学部及び教職大学院間での情報を共有し、大学全体として体系的かつ効果的な教員養成を行うために「6年間を通した高度な資質能力を持つ教員の養成のための福岡教育大学教育学部及び教職大学院の連絡会」を設置している。令和3年度の学部授業のうち、前年度から29科目を追加した33科目を教職大学院担当教員が実施することになっている。	6-5-C-01 (01) 6年間を通した高度な資質能力を持つ教員の養成のための福岡教育大学教育学部及び教職大学院の連絡会設置要項		
	6-5-C-02 (01)令和3年度教育学部開講科目一覧表（教職大学院専任教員兼任科目抽出版）		
[活動取組6-5-D] 福岡市が設置した、市と教職課程を持つ大学とが連携して教員養成に取り組み、教員人材の質と量の両立という課題の解決のための協議を行う「福岡市・大学教員養成連携協議会」に参画している。①教育実習の連携、②ICT教育の具体化、③現職教員による実践的な講義実施など、協議会で議論した教員養成教育を支援する連携策を円滑に行うために、福岡市と本学で教員養成にかかる連携・協力協定を締結した。	6-5-D-01 (01)福岡市・福岡教育大学 教員養成にかかる連携・協力協定書（非公表）		

〔活動取組6-5-E〕※生活に関する支援は活動取組4-2-F 障害学生支援センターにおいて、障害のある学生への支援を行っている。 学生の学習機会確保のため、センターで主に必要となる配慮点をまとめ、授業担当教員に送付している。 主な支援として、聴覚障害学生には、希望する授業には支援スタッフに登録した学生をパソコンテイクとして派遣するほか、視聴覚教材への字幕挿入を行っている。視覚障害学生には、授業等の資料をセンターが担当教員から収集し、電子データや拡大資料のかたちで提供している。令和2年度は遠隔授業導入に伴い、音声録音授業資料の文字起こしを開始。82件を実施し、聴覚障害のある学生の学習機会確保の一助となった。 また、各種障害に合わせて支援機材の貸し出しや、駐車場の便宜を図るなど支援を行っている。教育実習では実習校に配慮願いを送付、実習開始前や期間中にセンター職員が赴き、実習担当教員と情報共有や助言、支援計画の見直しを行うことで教育課程の質を担保している。実習に関しては平成29年度に、障害のある学生に対する受け入れ校の配慮、大学の支援に関する情報を実習校の教職員に提供することを目的にミニガイドを作成、他大学にも配布するとともにセンターのホームページで広く公開している。	4-2-F-01 福教大HP障害学生支援センター		再掲
	4-2-F-02 障害学生支援センターHP支援内容		再掲
	4-2-F-03 障害学生支援センターHP支援を希望される方		再掲
	4-2-F-04 障害学生支援センターHP支援活動に興味のある方		再掲
	4-2-F-05 障害のある学生等への支援に関する基本方針		再掲
	4-2-F-06 教職員対応要領（るびあり）		再掲
	4-2-F-07 日本学生支援機構HP障害学生修学支援ネットワーク福岡教育大学		再掲
	4-2-F-08 平成28年度 活動報告書		再掲
	4-2-F-09 平成29年度 活動報告書		再掲
	4-2-F-10 平成30年度 活動報告書		再掲
	4-2-F-11 活動実績(障害学生支援センター)		再掲
〔活動取組6-5-F〕※教育に関する現況分析結果からの転記 平成29年度には、就職支援アドバイザーと教職教育院の指導教員が、連携して学生の就職支援を行うため、就職支援カルテを導入した。就職支援カルテは、学生が登録した進路希望等の情報を就職支援アドバイザー及び指導教員が共有し、教員採用試験の合格に向けた学生指導に活用した。併せて、就職支援委員会で「就職支援カルテ運用マニュアル」を作成し、指導教員間で面談内容の統一と情報共有による個別指導の質の向上を図った。 また、平成31年度には、教師としての教育実践力を高める活動の支援として「UTEF 教員養成ロードマップ」を1年生から3年生に周知し、教職への意欲向上を図った。	6-5-E-01 (00)障害学生修学支援ミニガイド-教育実習のサポートマニュアル-		
	6-5-E-02 (00)障害学生修学支援ミニガイド-場面別配慮点-		
【優れた成果が確認できる取組】 障害学生支援センターを中心に、障害学生の支援計画をまとめ、学生の学習機会を確保している。また、その情報を学内に留まらず広く発信し、九州・沖縄地区の拠点としての重要な役割を担っている。			

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6－8－1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6－8－1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6－8－2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

〔分析項目 6－8－A〕 教育学部について、第 3 期中期目標・中期計画期間においては、平成25年度に策定したミッションの再定義により教員養成における九州の広域拠点大学としての機能をより強化するため、平成28年度から学校教育課程の学生定員を528名から615名へ増員し、生涯教育課程の募集を停止した。また特定教科等を中心とした教育、学生指導を改め、教員養成大学としての機能強化や教員就職率の向上のため、課程としての教育を担う教職教育院を本格稼働させ、学生指導体制を改編した。平成31年度はこの新カリキュラムによる学生が卒業を迎える年であったところ、正規教員就職者数において、平成28年 3 月卒業者の正規教員就職者数が169名に対して、平成31年度（令和 2 年 3 月）卒業者の正規教員就職者数は344名（うち335名が平成28年度入学生）であり、正規教員就職者数が飛躍的に増加した。これにより、文科省の発表する国立の教員養成大学・学部の教員養成課程を卒業した者における教員就職者数で全国 1 位を達成した。	6-8-A-01_ (01) 平成28年度-令和2年度卒業・修了生の進路状況		
	6-8-A-02_ (01) 文科省発表資料_ 令和2年3月卒業者の大学別就職状況〔教員養成課程〕		
	6-8-A-03_ (01) 平成28年度-令和2年度教育学部教員就職者推移		
【優れた成果が確認できる取組】 ※教育研究の現況分析からの転記 ※基準 6－3 再掲 教育者として求められる実践力を備えた、義務教育諸学校の教員を養成するために、平成28年度カリキュラム（以下、「新カリキュラム」という。）から「基礎学力習得科目」「教育者素養育成科目」「教育実践力育成科目」「教育フィールド実践科目」「学士総合力科目」の区分に分け、各教科等の指導、生徒指導、学級経営等を全般的に確実に指導できる資質・能力及び新しい学習指導要領や今日的な教育課題に対応するための指導力を育む科目を体系的に配置している。これらの取組の結果、教員採用試験では、平成28年 3 月（第 2 期中期目標期間末）の正規教員就職者数は169 名であったが、令和 2 年 3 月の正規教員就職者数は344 名（うち平成28 年度入学生・新カリキュラムの学生は335 名）と大幅に教員就職者数を伸ばした。			
※基準 2－3 再掲 教員養成大学であるため卒業生の多くが教員として就職しており、卒業生（教員就職者）及びその学校長からの意見を体系的、継続的に収集する体制を整備している。			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			

①

上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②

この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】

以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6－3

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－3－1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
[分析項目6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		

[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ	
・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 （リストから選択してください）			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）		
	・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）		
	・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		

[分析項目6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6－5－4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】

以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

58

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目 6－7－2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目 6－7－3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目 6－7－4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目 6－7－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

(リストから選択してください)

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (02)大学法人評価入力データ集4-6学生（取得資格）認証評価用		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (02)令和3年度学校基本調査卒業後の状況調査表		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (02)卒業（修了生）の活躍等が確認できる資料（広報誌）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

:「該当なし」

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)大学院ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (03)大学院カリキュラム・ポリシー		
[分析項目 6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)大学院ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (03)大学院カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (03)教育学研究科便覧「Ⅱ履修方法について」（抜粋）（令和3年度版）		
	6-3-1-02 (03)令和3年度 教育学研究科便覧 履修モデル		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (03)教育学研究科便覧「Ⅱ履修方法について」（抜粋）（令和3年度版）		再掲
[分析項目 6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01 (03)教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	6-3-2-02 (03)シラバス（専門職学位課程）		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-01 (03) 福岡教育大学大学院既修得単位等の認定について (重要通知)		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

【活動取組6-3-A】 課題演習においては、複数の指導教員（実務家教員、研究者教員）によるゼミ形式の授業で個別指導、グループディカッションを行い、それぞれの期末に報告会を行い、専攻全体でのディスカッションを通して総括する。これにより、学部卒学生と現職教員学生が共同して課題に関わる体制を構築している。また、後期末の報告会には県内全域の教育委員会や小学校、中学校、特別支援学校に案内を送付し、大学の授業担当者だけでなく、教育委員会、附属学校教員、連携協力校関係者も参加して発表を行う。根拠資料は昨年度までのものであるが、新カリキュラムにおいても同様に実施する。	6-3-A-01 (03) 福教大HP令和2年度教職大学院研究報告会のお知らせ 6-3-A-02 (03) 報告会風景（2021年度教職大学院新人コース紹介資料（抄））（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-4-1】 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01 (00) 令和3年度学事日程・授業日程（学部・大学院共通）		
【分析項目6-4-2】 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01 (00) 令和3年度学事日程・授業日程（学部・大学院共通） ・シラバス 6-3-2-02 (03) シラバス（専門職学位課程）	再掲	再掲
【分析項目6-4-3】 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） 6-3-2-02 (03) シラバス（専門職学位課程） 6-4-3-01 (03) シラバス記入要領（学部・大学院共通）	再掲	
【分析項目6-4-4】 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4 (03) 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-02 (03) シラバス（専門職学位課程）	再掲	再掲
【分析項目6-4-5】 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定 6-4-5-01 (03) 福岡教育大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）履修規程		

[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
	6-4-8-01 (03)福岡教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会規程		
	6-4-8-02 (03)連携協力校一覧(令和3年度)		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-4-A] 教育実践力開発コースは主に大学学部新卒等院生を、スクールリーダーシップ開発コースは主に現職教員を対象としているが、カリキュラムのうち共通科目では、2コースの学生が共働して学ぶ仕組みとなっている。また、院生室は職員室に見立て、コースや学年によらず実習校毎に部屋割りを定めており、年齢や経験の異なる院生がお互いに刺激と与え合い、活発な意見交流を行う場としての機能を持たせている。	6-3-2-02 (03)シラバス(専門職学位課程)		再掲
	6-4-A-01 (03)2021年度教職大学院教育実践力開発コースパンフレット(抄)		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1）		
	6-5-1 (03) 履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (03) 令和3年度教職大学院オリエン日程		
	6-5-1-02 (03) 令和3年度新入生オリエンテーションハンドブック専門職学位課程（非公表）		
	6-5-1-03 (03) 令和3年度教職大学院オリエン配付資料		
	6-5-1-04 (03) 福岡教育大学 留学生ガイドブック（日本語版）		
	6-5-1-05 (03) 留学を目指す人のために2021年度版		
	6-5-1-06 (03) 福岡教育大学海外派遣パンフレット		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2）		
	6-5-2 (03) 学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (03) 【参考】オフィスアワーに関するガイドライン		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目 6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3）		
	6-5-3 (03) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		

[分析項目 6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式 6-5-4)		
	6-5-4 (03) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (03) 外国人留学生に対するチューター業務(チューター学生向け)		
	6-5-4-02 (03) 外国人留学生に対するチューター制度の実施について(2020年度後期分要項)		
	6-5-1-04 (03) 福岡教育大学 留学生ガイドブック (日本語版)		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4 (03) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-5-1] 教育学研究科 (専門職学位課程) においては、指導教員の他、院生就職支援担当教員を各コースに配置している。			
[分析項目 6-5-2] 「オフィスアワーに関するガイドライン」に基づいて教員は週 1 回以上のオフィスアワーを設定するようにしており、シラバスへの記載または授業中の説明にて学生に周知している。 また、「教育成果の検証に関するアンケート」によると、電子メール等を活用した質問受付・相談等アポイント対応を、学部・大学院のいずれも2020年度は90%以上が行っている。 また、教育学研究科 (専門職学位課程) においては、指導教員の他、院生就職支援担当教員を各コースに配置して、修学支援や学生生活全般に対応している。			
[分析項目 6-5-3] 令和 3 年 4 月に課程を変更したため、別紙様式 6-5-3 の取組について前年度実績がない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

〔活動取組 6-5-E〕※学部再掲 障害学生支援センターにおいて、障害のある学生への支援を行っている。 学生の学習機会確保のため、センターで主に必要となる配慮点をまとめ、授業担当教員に送付している。 主な支援として、聴覚障害学生には、希望する授業には支援スタッフに登録した学生をパソコンテイクとして派遣するほか、視聴覚教材への字幕挿入を行っている。視覚障害学生には、授業等の資料をセンターが担当教員から収集し、電子データや拡大資料のかたちで提供している。令和2年度は遠隔授業導入に伴い、音声録音授業資料の文字起こしを開始。82件を実施し、聴覚障害のある学生の学習機会確保の一助となった。 また、各種障害に合わせて支援機材の貸し出しや、駐車場の便宜を図るなど支援を行っている。教育実習では実習校に配慮願いを送付、実習開始前や期間中にセンター職員が赴き、実習担当教員と情報共有や助言、支援計画の見直しを行うことで教育課程の質を担保している。実習に関しては平成29年度に、障害のある学生に対する受け入れ校の配慮、大学の支援に関する情報を実習校の教職員に提供することを目的にミニガイドを作成、他大学にも配布するとともにセンターのホームページで広く公開している。	4-2-F-01 福教大HP障害学生支援センター		再掲
	4-2-F-02 障害学生支援センターHP支援内容		再掲
	4-2-F-03 障害学生支援センターHP支援を希望される方		再掲
	4-2-F-04 障害学生支援センターHP支援活動に興味のある方		再掲
	4-2-F-05 障害のある学生等への支援に関する基本方針		再掲
	4-2-F-06 教職員対応要領(るびあり)		再掲
	4-2-F-07 日本学生支援機構HP障害学生修学支援ネットワーク福岡教育大学		再掲
	4-2-F-08 平成28年度 活動報告書		再掲
	4-2-F-09 平成29年度 活動報告書		再掲
	4-2-F-10 平成30年度 活動報告書		再掲
	4-2-F-11 活動実績(障害学生支援センター)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす	6-5-E-01 (00)障害学生修学支援ミニガイド-教育実習のサポートマニュアル-		
	6-5-E-02 (00)障害学生修学支援ミニガイド-場面別配慮点-		
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 6-6-1〕 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (03)福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程(抜粋)		
	6-6-1-02 (03)成績評価に関するガイドライン		
	6-6-1-03 (03)令和3年度学生便覧(抄)成績評価、シラバス(一部)		
〔分析項目 6-6-2〕 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (03)シラバス記入要領(抜粋)		

[分析項目 6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-01 (03) GPA制度について (本学公式ウェブサイト)		
	6-6-3-02 (03) 福岡教育大学学生表彰実施について (重要通知)		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目 6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (03) 成績調査依頼制度について【190912一部改正・教務委員会】		
	6-6-4-02 (03) 成績調査依頼制度の手順		
	6-6-4-03 (03) 教育学研究科学生便覧 (令和3年度) (抄)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-1-02 (03) 成績評価に関するガイドライン		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-6-3] [分析項目 6-6-4] 令和3年4月に課程を変更したため、分析項目 6-6-3 のうち成績評価の分布表関連の資料、6-6-4 のうち申し立ての内容に該当するものがない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (03)福岡教育大学大学院学位規程		
	6-7-1-02 (03)福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01 (03)福岡教育大学大学院学位規程		再掲
	6-7-1-02 (03)福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程		再掲
[分析項目 6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目 6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (03)令和3年度教育学研究科学生便覧（抄）		
[分析項目 6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目 6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-7-4] 令和3年4月に課程を変更したため、分析できない			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学率）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		

【分析項目6－8－3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【分析項目6－8－4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【分析項目6－8－5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6－8－1～6－8－5】 令和3年4月に課程を変更したため、基準6－8は分析できない			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
（リストから選択してください）			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			